

平成 26 年 9 月議会一般質問

協定書（重久水力発電所、霧島木質発電所）

質問：重久水力発電所との立地協定書に地域振興費として毎年度 2,000,000 円を支払うとある。

この地域振興費はどのように活用する予定か？ 重久地区に支払われるのか？

答弁：重久小水力発電所は、九州発電株式会社を事業主体として平成 27 年 1 月の供用開始に向けて現在建設中。本発電所の建設に先立ち、霧島市、九州発電株式会社、鹿児島県小水力利用推進協議会の三者による協定を締結しており、霧島市の地域活性化に活用するため地域振興費として年額 200 万円が九州発電株式会社から霧島市に交付されることとなっているが、その活用方策については、今後検討。

質問：3 月議会で市長から迷惑施設を受け入れる永水地区の地域振興策を考えたいとの答弁があった。重久水力発電とは協定書を締結している。霧島木質発電とも環境問題、および永水地区地域振興策を盛り込んだ協定書を結ぶべきではないか？

答弁：霧島木質発電株式会社及び霧島木質燃料株式会社は、地元説明会での合意事項を踏まえ、本年 4 月 1 日付けで宮迫水路組合及び永水地区自治公民館と霧島市立会いのもとに「生活環境保全に関する協定」を既に締結している。

追加質問

質問：木質発電会社と霧島市が締結について伺う。どの部署が担当するのか？ 九州発電と協定書を締結した部署はどこか？

答弁：環境衛生課である。

質問：自治公民館との締結は自主的なものである。木質発電と霧島市が締結すべきではないか？

答弁：水力発電については市と協定を結んでいる。

質問：木質発電と霧島市が協定書を結ぶべきではないか？

答弁：（木野田）協定書については任意的なもの等もある。霧島市を立会いに生活環境に関する保全協定については既に木質発電と永水自治公民館、水路組合と締結している。よって改めて市と結ぶことは無い。

質問：先般の永水・中迫の土石流のときは市長が率先して現地においでになった。地域の安心安全が損なわれると、篠ヶ迫で無許可の太陽光発電施設建設が進められていたとか、違法状態とかがまかり通っており、地元では不安を感じている。支所の対応は良かった。違法状態、太陽光発電だから良いではないかということではなく、シラス台地を切り開いての太陽光発電施設などがどんどんできる。地元の方々はおびえている。その辺りの暖かい思いやりをお願いして質問を終わる。